

教生学第 840 号
平成 28 年 12 月 5 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 鈴 木 淳
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 河 原 範 毅
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 山 本 純 史

府中町における自殺事案を踏まえた対応について(通知)

このことについては、平成 28 年 8 月 8 日付け教生学第 468 号通知により、学校及び市町村教育委員会において対応いただいているところですが、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、学校及び市町村教育委員会において、別添写し等を踏まえ、引き続き、生徒指導・進路指導が適切に行われるよう、お願いします。

参事(生徒指導・学校安全)生徒指導・学校安全グループ
義務教育課義務教育グループ
高校教育課普通教育指導グループ
高校教育課産業教育指導グループ
特別支援教育課学校教育指導グループ



事 務 連 絡
平成28年11月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

府中町における自殺事案を踏まえた対応について

平素より、学校等においては、生徒指導・進路指導上の不断の改善に御尽力いただいているところです。

昨年12月、広島県府中町において、中学3年生が自ら命を断つという大変痛ましい事案が発生しました。本事案に関しては、学校等における組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底、生徒指導・進路指導上の不適切な対応といった諸課題があることが指摘されています。

このため、文部科学省としても、別添1の平成28年7月29日付け28文科初第655号「生徒指導・進路指導の改善等について(文部科学省初等中等教育局長通知)」(以下「局長通知」という。)により、本事案の課題を踏まえた各教育委員会、各学校等における生徒指導・進路指導上の改善事項及び留意事項を示したほか、「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」を立ち上げ、府中町教育委員会と関係の学校が喫緊に取り組むべき課題と、課題解決に向けた方向性について、検討を行ってきたところです。

先般、府中町学校運営等についての調査検討委員会による本事案の調査及び検証の結果(「府中町立中学校男子生徒の自死に係る調査・検討について(答申)」※別添2は概要版)が公表されたことを受け、同タスクフォースにおいて、別添3の資料をとりまとめました。

これらを踏まえ、文部科学省においては、本事案における反省・教訓を広く全国に共有するため、再度、局長通知とともに、答申の概要版、同タスクフォース資料を送付いたします。

貴職におかれては、局長通知等を踏まえ、域内の学校及び学校の設置者において適切に生徒指導・進路指導が行われるよう御指導いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本事務連絡を周知くださるよう、お願いします。

- (別添1) 平成28年7月29日付け28文科初第655号「生徒指導・進路指導の改善等について(文部科学省初等中等教育局長通知)」
- (別添2) 「府中町立中学校男子生徒の自死に係る調査・検討について(答申)」概要
- (別添3) 府中町第三者調査報告書の指摘事項と文部科学省通知の対比表(府中町における自殺事案に関するタスクフォース(第4回)配布資料)

【本件担当】

(生徒指導について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 : 03-5253-4111 (内線3298)

F A X : 03-6734-3735

E-mail : s-sidou@mext. go. jp

(進路指導について)

初等中等教育局児童生徒課
キャリア教育・進路指導担当

電 話 : 03-5253-4111 (内線4728)

F A X : 03-6734-3177

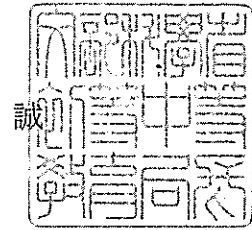
E-mail : jidous@mext. go. jp



28文科初第655号
平成28年7月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

生徒指導・進路指導の改善等について（通知）

平素より、学校等においては、生徒指導・進路指導上の不断の改善に御尽力いただいているところです。

昨年12月、広島県府中町において、中学3年生が自ら命を断つという大変痛ましい事案が発生しました。本事案に関しては、学校等における組織的な対応の欠如、情報管理の不徹底、生徒指導・進路指導上の不適切な対応といった諸課題があることが指摘されています。

このため、文部科学省としても「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」を立ち上げ、府中町教育委員会と関係の学校が喫緊に取り組むべき課題と、課題解決に向けた方向性について、平成28年3月25日に中間取りまとめを行うとともに、中間とりまとめを踏まえた生徒指導・進路指導に係る事項について、各学校等に確認を依頼したところです。この度、夏季休業明けから本年度の進路指導が本格化することを踏まえ、下記のとおり、本事案の生徒指導・進路指導上の課題を踏まえた各教育委員会、各学校等における改善事項及び留意事項を示すこととしました。

貴職におかれては、域内の学校及び学校の設置者において適切に生徒指導・進路指導が行われるよう御指導いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知を周知くださるよう、お願いします。

記

1. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理

- (1) 生徒指導・進路指導に当たっては、校長をはじめとした管理職、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者（生徒指導主事、進路指導主事等）及び教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応をとること。
- (2) 生徒指導・進路指導に当たっては、情報の管理を徹底し、校内の各種会議や生徒指導・進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、速やかに作成、保管するほか、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認を徹底すること。

2. 進路指導の在り方

(1) 基本的事項

- 進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要であり、このため、各学校が進路指導の目標を持ち、その実現を目指して教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要であること。
- 進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任をはじめ、教員が相互に緊密な連携を図り、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要があること。また、必要に応じて、生徒指導主事との連携も図ること。
- 進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視し、生徒が自ら選択した進路を堂々と進んでいけるように、生徒の将来における自己実現を応援する姿勢をもって指導に当たることが重要であること。
- 教員は、生徒一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える日常生活に関する不安や悩み等を積極的に受け止めるよう努めること。

(2) 進路指導方針の確立

- 進路指導に関する学校の方針（方針の決定・変更方法、推薦の可否等の生徒本人に関する進路指導上の重要情報の決定・伝達の時期・方法等を含む。）について、校長のリーダーシップの下、組織的に決定すること。また、決定した方針については、各学校の全教職員間で共有しておくこと。
- 推薦基準などの進路指導上の方針の重要事項については、入学時から、学年集会や保護者説明会等を通じて、生徒及び保護者に対して説明を行うこと。また、これらの方針を変更する場合には、事前に変更点とその考え方を生徒及び保護者に対して説明すること。

(3) 進路相談を行う場所

進路相談を行う場所については、生徒が落ちついて自ら進んで話せるような環境をつくる必要があること。その際、相談室以外の場所を利用する場合は、個別相談の内容を他人に聞かれることのないような場所で行うことに、特に留意すること。

(4) 保護者との連携及び情報提供

- 進路指導を効果的に進めるためには、保護者の理解と協力が不可欠であるため、教員及び保護者間の相談並びに教員、生徒及び保護者の三者による相談が円滑に行われるよう、家庭との連携を密にしながら進路指導を進めること。
- 高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校等の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒及び保護者に積極的に提供すること。

3. 推薦基準の在り方

- (1) 生徒の推薦に当たっては、中学校においては、日ごろから生徒の優れた点や長所に関する把握に努めること。
- (2) 生徒の将来に重要な影響を与える進路決定を行う際に、非行（触法行為）等の問題行動に係る事実のみをもって機械的に判断せず、その後の改善状況など3年間の学業や生活態度等を考慮して、総合的に判断することができるよう留意すること。
- (3) 設置者である教育委員会は、所管の中学校における推薦基準について内容を把握し、域内の学校間において著しく均衡を欠いている場合など、必要に応じて指導及び助言を行うこと。

4. 生徒指導の在り方

生徒指導に当たっては、学校生活上の態度等を進学先又は就職先へ情報提供する旨を威圧的に示し、生徒を萎縮させるような指導ではなく、生徒との信頼関係を築きながら、生徒に自らの行動について反省を促し、生徒が将来において希望や目標を持てるような指導を行うことが重要であること。

5. 都道府県・市区町村教育委員会等の対応

- (1) 設置者である教育委員会は、所管の中学校における生徒指導・進路指導が適正に行われているかどうかについて、平素から校長及び教職員と連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、助言又は援助を行うこと。その際、上記3.(3)の対応を適切に行うことに特に留意すること。
- (2) 教育委員会、私立学校所轄部局、国公私立の高等学校、中学校の関係者等による連絡協議の場を活用し、入学者選抜の在り方に関する相互理解と恒常的な情報の収集・交換等に努めること。また、各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容については、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するように留意すること。なお、これらの取組を進めるに当たっては、平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について（文部事務次官通知）」（別添1）及び平成9年11月28日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜の改善について（初等中等教育局長通知）」（別添2）も参考にすること。

【本件担当】

(生徒指導について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 : 03-5253-4111 (内線3298)

F A X : 03-6734-3735

E-mail : s-sidou@mext. go. jp

(進路指導について)

初等中等教育局高校教育改革P T
キャリア教育・進路指導担当

電 話 : 03-5253-4111 (内線4728)

F A X : 03-6734-3177

E-mail : jidous@mext. go. jp

○高等学校の入学者選抜について（通知）

平成5.2.22 文初高第243号
各都道府県教育委員会，各都道府県知事，
附属学校を置く各国立大学長あて
文部事務次官通知

このことについては、文部省において、これまでの高等学校入学者選抜の実施状況や今後の高等学校教育改革の動向等を踏まえ、関係者の協力を求めてその改善について検討を加えてきましたが、このたび、高等学校教育の改革の推進に関する会議第三次報告（別添）としてまとめを得たところであります。

ついては、同報告の趣旨を踏まえ、今後、高等学校入学者選抜については、下記によることとしますので、貴職におかれては、高等学校における入学者選抜等の適切な実施が図られるようお願いいたします。

なお、入学者選抜の改善を進めるに当たっては、同報告の内容に十分留意されるようお願いいたします。

また、高等学校教育については、多様な生徒の個性を伸長することを重視し、各高等学校における特色ある個性的な教育の展開を一層推進することが肝要であります。この観点から、特色ある高等学校づくり、個性豊かで多様な教育活動の充実、新学習指導要領の趣旨に即した選択幅の広い教育課程の編成、学科・コース等の多様化、新しいタイプの学校の奨励などについて一層積極的な取組みを併せてお願いいたします。

おって、都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

記

1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

(1) 多様な選抜方法の実施について

ア 高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

イ 高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。

さらに、同一の学校・学科等の中でも入学定員を区分して複数の尺度に基づく異なる選抜方法を実施することにも配慮すること。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、学力検査の実施教科や教科ごとの配点を変えたり、調査書と学力検査の成績の比重の置き方を変えたり、調査書の中の重視する部分を変えたりすることなどが考えられること。

(2) 多段階の入学者選抜の実施について

ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること。

イ 推薦入学については、専門学科のみでなく、普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層活用されるよう配慮すること。

ウ 推薦入学の実施に当たっては、その意義にかんがみ、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などの諸活動の実績などの資料による選抜方法の工夫を行うこと。

この観点から、調査書の学習成績の記録以外の記録の部分を重視した選抜を行うことはもとより、さらに、例えば、一定の定員枠を設けて、中学校長の推薦に基づき、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴等により選考を行い、調査書の学習成績の記録の評定の成績を求めないこととする選抜を行うことが考えられること。

エ 推薦入学の実施時期については、中学校教育に悪影響を及ぼさず、また、中学校における教育活動の成果を十分評価することができる時期とすること。このため、推薦入学があまり早い時期に行われないう、地域の実情に即し、教育委員会、知事部局、公立・私立高等学校及び中学校関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

(3) 入学者選抜の資料について

ア 合否の判定の際の調査書と学力検査の成績の比重の置き方については、生徒の選択の幅の拡大等のため、各学校・学科等、あるいは定員の一部ごとに異なる方式で合否の判定を行うことについての工夫がなされるよう配慮すること。

さらに、生徒の個性に応じ選抜方法を多様化させるという観点から、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、学力検査を実施しない選抜、調査書の比重を大幅に軽減する選抜や調査書を用いない選抜などを行うことも考えられること。

イ ただし、調査書を用いない選抜を実施する場合には、中学校教育に大きな影響を与えることから、例えばこの方式は例外的な方式であるとの位置付けのもとに定員の一部についてのみ適用する方法などが考えられること。また、学力検査の成績を主たる資料としつつ、面接や小論文・実技検査などを組み合わせて行うことも考えられること。

(4) 学力検査の在り方について

ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。

イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

(5) 調査書の在り方について

ア 調査書については、高等学校入学者選抜の資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。

イ 調査書の学習成績の記録の評定については、中学校学習指導要領及び中学校生徒指導要録の改訂の趣旨に即した改善の努力を進めること。

また、中学校の新しい教育課程における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、調査書の記載に当たり適切な工夫を行うとともに、選択教科の学習の成果の活用について工夫するよう配慮すること。

ウ 調査書の学習成績の記録の活用については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、合否判定の資料として用いる教科を減らしたり、教科によって評定の比重を変えたり、選択教科を重視して用いたりすることなどが考えられること。

エ 生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。

その際、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などについても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。

オ 調査書の記載事項については、高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。

(6) 面接について

面接については、積極的に活用することが望ましいこと。

(7) 通学区域について

通学区域については、各都道府県で地域の実情を踏まえながら各高等学校に特色を持たせ、生徒の特性に応じた学校選択が可能となるような方向で検討する必要があること。また、生徒の居住地によって高等学校受験の機会が大きく異なることのないよう配慮する必要があること。

2 私立高等学校の入学者選抜の改善について

(1) 私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、1(1)～(6)の趣旨に即し、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化を進めるなど一層の改善を図ること。

(2) 私立高等学校の入学者選抜及びその教育方針や教育活動などに関する的確な情報が、生徒や保護者に入手されやすいよう、私立高等学校、中学校、私学担当部局等それぞれが一層の工夫・努力を行うこと。

(3) 入学者選抜の学力検査の出題内容については、公立高等学校の学力検査問題の改善と並行して、より適切な出題がなされるよう、学校関係者による問題分析等の調査研究を推進すること。

この調査研究に基づき、中学校教育に与える影響にかんがみ、不適切と認められる出題について、当該学校に対してその改善を促すとともに、望ましい出題についても公表するなど、一層の改善を図られるようにすること。

(4) 受験機会の複数化や多様な選抜方法の実施については、公立私立を通じた観点からも要請されるので、募集方法や選抜の日程について、公立私立間で十分調整し、生徒にとって負担過重とならず、適切な受験機会が選択できるよう配慮すること。

(5) 推薦入学の実施に当たっては、特に、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などの諸活動の実績などの資料による選抜方法の工夫を行うとともに、その実施時期については、あまり早い時期に行われぬよう、地域の実情に即し、教育委員会、知事部局、公立・私立高等学校及び中学校関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

(6) 一部の地域で行われている、いわゆる単願推薦等についての事前相談等については、推薦入学と同様に、公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行うことはもとより、あまり早い時期に行われぬよう関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

また、選抜要項上、日程、募集人員、選抜方法などについて明示すること。

3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

(1) 高等学校の入学者選抜は公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行われるべきものであり、業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならないこと。

また、中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。

(2) 入学者選抜に関し一切、中学校にあっては、業者テストの結果を高等学校に提供しないよう、また、高等学校にあっては、業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう、平成6年度入学者選抜から直ちに改善すること。

さらに、高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず、併せて直ちに改善すること。

(3) 中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。そのため、学校の管理運営及び教職員のサービスの適正が図られるよう直ちに改善すること。

また、業者テストの偏差値等に依存して、中学校において生徒の適性や希望などを無視して生徒が志望する高等学校を受験させないよう指導したりすることがないよう、直ちに改善すること。

- (4) 公益法人や校長会の行うテストについては、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものであれば、一つの方策であるが、このようなテストも進路指導の一参考資料を得るために行うものであり、選抜の資料として用いられるべきものではなく、高等学校に対しその結果の提供を行うものであってはならないこと。

また、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものでない限り、中学校が授業時間中や教職員の勤務時間中にテストを実施するなどその実施に関与することは厳に慎むべきであること。

これらの点について、直ちに改善すること。

4 中学校における進路指導の充実について

- (1) 生徒の進路の選択や学校の選択に関する指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、学校の教育活動全体を通じて的確に把握した生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等に基づき、また、進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであること。
- (2) 中学校においては、平素から一人一人の生徒が自らの進路を主体的に考え選択する能力や態度を育成し、それが進路決定に生かされることが重要であり、進路指導に当たっては、教師の適切な指導のもとに、このような生徒の主体的な選択を生かしていくことが必要であること。
- (3) 中学校においては、進路指導主事等が中心となって生徒や保護者に専門的な指導助言を行ったり、相談に応じられる体制を整備すること。
なお、進路指導主事等の研修の充実等について一層の配慮を行うこと。
- (4) 高等学校の教育上の特色や入学者選抜方法について、生徒や保護者が十分な認識をもって判断できるよう、中学校は情報の収集と提供に努めるとともに、高等学校は、広報活動や体験入学の実施などに積極的に取り組むこと。
- (5) 推薦入学における生徒の推薦に当たっては、中学校においては、日ごろから生徒の優れた点や長所に関する把握に努めるとともに、例えば、学校外の活動についても、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴等について関係者から報告を受け、その活動の実績を勘案して高等学校に推薦するなどの方法が考えられるので、一層の工夫を行うこと。

5 留意すべき事項について

- (1) 高等学校入学者選抜については、各都道府県における国・公・私立を通じた改善が必要であり、そのため、国・公・私立の高等学校及び中学校の関係者が定期的に協議する場を設け、選抜日程、選抜方法や選抜に関する資料、出題内容の改善などについて、関係者は最善の努力をすること。
なお、その際、必要に応じ中学校の入学者選抜に関して、小学校の関係者の参加も得て協議することも考慮すること。
- (2) 高等学校入学者選抜は、あまり早い時期に行われないようにするとともに、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われることについて特に配慮すること。
- (3) 海外から帰国した生徒、保護者の転勤に伴う生徒、高等学校を中途退学した生徒などの転・編入学等については、可能な限り弾力的に取り扱っていくこと。
- (4) 身体に障害のある生徒については、単に障害のあることのみをもって高等学校入学者選抜において不合理な取扱いがなされないことがないように、選抜方法上の工夫など適切な配慮を行うこと。
- (5) 高等学校入学者選抜の改善のために、高等学校入学者選抜の在り方について検討・協議する場を設けること、高等学校入学者選抜に関する情報を広く一般に提供すること、更に専門的な情報収集と調査研究を継続的に行うことなどに一層配慮すること。
- (6) 国立の高等学校の入学者選抜に関し、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化については、1(1)～(6)の趣旨に即し一層の改善を図ること。
また、学力検査の出題内容については、より適切な出題がなされるよう改善を図ること。

○高等学校の入学者選抜の改善について（通知）

平成9.11.28 文初高第243号
各都道府県教育委員会，各都道府県知事，
附属学校を置く各国立大学長あて
初等中等教育局長通知

標記の件については，平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について」を踏まえ，各都道府県・高等学校等において，選抜方法の多様化と選抜尺度の多元化の観点から，改善のための様々な取組をいただいているところですが，平成8年7月19日に，中央教育審議会から出された「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」においては，完全学校週5日制の下で，子どもたちに「ゆとり」を与え，「生きる力」を育成するためには，過度の受験競争の緩和が必要であり，この観点から，高等学校入学者選抜について，今後一層改善が進められることが強く望まれると指摘されています。

そして，本年6月26日には，中央教育審議会から，「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」が出され，この中で，高等学校の入学者選抜の改善等について具体的な提言がなされました。

また，今月17日には，教育課程審議会から，「教育課程の基準の改善の基本方向について」中間まとめが公表され，この中で，「教育課程の基準の改善のねらいの実現は，これに関連する教育条件の改善等に負うところが大きい」として，上級学校の入学者選抜の改善を図る必要があるとされておりす。

本年6月26日の中央教育審議会第二次答申における高等学校の入学者選抜に関する部分は別添のとおりですが，入学者選抜の改善が極めて大きな意義をもつものであることを踏まえ，貴職におかれては，特に下記の点に留意いただき，一層の改善を図られるようお願いいたします。

なお，都道府県教育委員会にあっては管下の学校及び各市町村教育委員会に対して，都道府県知事にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して，国立大学長にあっては管下の学校に対して，この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

記

1 高等学校の入学者選抜の現状について

(1) 高等学校入学者選抜については，第14期中央教育審議会の答申（平成3年4月）や「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の報告（平成5年1月）等を踏まえ，各都道府県・学校等において，改善のための努力が進められてきているが，いわゆる「影響力のある特定の高等学校をめぐる受験競争は依然として厳しく」，また，選抜方法は「狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的な点が多い」などの状況にあると考えられること。

(2) このような状況を踏まえ，中学校以下の教育に与えている影響を直視し，いわゆる影響力のある特定の高等学校をはじめ，全体として，選抜方法の多様化，評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要があること。

また，その際は，各高等学校においては，「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに，「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が，いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視して，入学者選抜の一層の改善に向けた努力を傾注すべきであること。

2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

(1) 入学者選抜の改善について

ア 第二次答申においては，学力検査について，「1点の差を争わせるのではなく，一定以上の点数が取れば足りる」という基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる」，「生徒の多様な能力・適性，意欲，努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合，1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない」，「各高等学校において自校の教育を受けるのに適当と考える水準に達していれば，ある程度の幅を持って合格とする」などの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ，具体的には，学力検査において一定以上の点数を得ていれば，他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきであること。

イ 学力検査の問題については、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫すること。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても研究を進めていくことが望まれること。

ウ また、入学者選抜の資料・方法について、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化、調査書の評価の工夫、小論文・面接・実技検査の実施、各種技能審査や学校内外における文化活動・スポーツ活動・ボランティア活動などの積極的な評価と、そのための地域の社会教育関係団体等からの報告の活用、生徒が進学動機や中学校時代に主体的に学んだ事柄等を自ら記述した書類の活用、推薦入学の積極的な活用と改善など、様々な提言が行われており、これらの提言を参考としつつ、一層の選抜方法の改善に努めること。

エ 登校拒否の生徒については、進学動機等を自ら記述した書類など調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、より適切な評価に配慮すること。また、障害のある者については、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること。

オ 公立高等学校については、入学者選抜の改善が都道府県レベルの取組にとどまらないよう、各都道府県教育委員会が、一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ねることも検討すること。

また、各高等学校において、入学者選抜の改善に具体的に取り組む際には、同一学科の入学定員を区分して、部分的に異なる選抜方法を導入するなどの取組についても工夫すること。

カ 一部の国私立の高等学校及び中学校において、いわゆる難問奇問など、中学校及び小学校の学習指導要領の趣旨を逸脱した出題がなされていることが、受験のための知識を詰め込む傾向や学校教育と受験勉強の乖離を招くなど、中学校以下の教育に多大の影響を与えていることに鑑み、その是正を図ること。

(2) 進路指導の改善等について

ア 高等学校への進学に関する進路指導については、各高等学校の校風や教育内容の特色を踏まえて、生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという方向に一層の改善を進めること。

イ 高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒や保護者に積極的に提供するとともに、高等学校等への体験入学を行うなど啓発的な体験を積極的に取り入れること。また、各都道府県及び市町村教育委員会等においては、中学校や生徒・保護者に対する情報提供体制を整備していくこと。

特に、上記(1)を踏まえて各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容については、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するよう留意すること。

ウ 入学者選抜の改善を進めていくために、各都道府県において、行政の支援の下、国公立の高等学校と中学校の関係者による連絡協議体制を整備し、入学者選抜の在り方に関する両者の相互理解と恒常的な連絡協議の場として積極的に活用していくこと。早期化の傾向が見られる入学者選抜の時期については、このような場を積極的に活用することなどにより、中学校教育への支障がないよう適正化に努めること。

3 高等学校教育の多様化と柔らかなシステムの実現について

ア 過度の受験競争の背景の一つである高等学校間の序列意識の問題については、各高等学校が、教育内容の個性化や多様化を進め、特色を発揮し、魅力ある校風を育てていくことを通じて、その改革を促していくことが必要であること。

イ 過度の受験競争を緩和するためには、高等学校教育を受ける機会を広く確保していくことを可能とし、高等学校教育全体を柔らかなシステムとしていくことが重要であり、こうした観点から、生徒が積極的な進路変更を希望する場合の学校間あるいは学科間の移動や、保護者の転勤や帰国等に伴う転入学や編入学の受入れを一層積極的に認めること。また、高等学校の中途退学者の受入れや高等学校を休学して社会経験等を経た後の復学、中学校卒業後に社会経験等を経た者などの受入れについても柔軟に対応すること。

ウ 高等学校の個性化・多様化を進めるとともに、高等学校における生徒の柔軟な受入れを実現するため、単位制高等学校や総合学科の一層の整備を図っていくこと。

また、学校間の序列意識を解消していくためにも、他の高等学校等において学習する機会を拡充することは大きな意義をもつものであり、高等学校相互の学校間連携等を更に積極的に推進すること。

府中町立 [REDACTED] 中学校男子生徒の自死に係る
調査・検討について（答申）

－概要版－

府中町学校運営等についての調査検討委員会

平成 28 年 11 月 3 日

1. 調査検討委員会の設置

(1) 事案発生

平成 27 (2015) 年 12 月 8 日 (火)、広島県安芸郡府中町の町立中学校 (以下「本件中学校」という。) の 3 年生男子生徒 (以下「当該生徒」という。) が自ら命を絶った。

本件中学校では、3 年生の高校受験について、従来は慣例として、3 年時に問題行動・触法行為があった生徒について推薦・専願を認めていなかった。しかし平成 27 年度は、11 月 20 日の校務運営会において推薦・専願基準の運用変更を決定し、1 年時まで遡って問題行動・触法行為があった生徒について推薦・専願を認めないこととした。当該生徒の 3 年時の担任は、11 月中旬から、当該生徒に対し、1 年時に万引きを行ったために専願が難しいかもしれない旨を話した。そして、12 月 1 日～3 日の進路査定会議 (志望校の可否の可能性や推薦・専願希望者が基準を満たしているか等を判定する会議) を経て、12 月 4 日に、担任は当該生徒が私立高校受験で志望していた高校の専願は認められないことを本人に伝えた。しかし当該生徒は、三者懇談会が行われる前日まで、保護者にそのことを話さなかった。12 月 8 日の三者懇談会は夕刻から行われ、両親は学校に出向いたが、当該生徒はその場に姿を見せなかった。担任は両親に対し、当該生徒が 1 年時 (平成 25 年 10 月 6 日) に万引きをしているので専願は認められない旨を伝えた。その後、自宅に戻った父親が、自死を図った当該生徒を発見、病院に搬送されたが、同日、死亡が確認された。

12 月 8 日本件中学校はプロジェクトチームを立ち上げ、当面の対応と原因究明の調査を開始した。12 月 9 日には臨時学校朝会を開催、遺族の要望により校長は「急性心不全で亡くなった」と説明した。また同日に第 1 回校内いじめ防止委員会を開き、いじめアンケートの点検等を行ったが、当該生徒に対するいじめの記述はなかった。

12 月 10 日、1 年時の万引き事案について、事実誤認があり、当該生徒は学校が示した万引きに関係していないことが判明、12 月 11 日に、府中町教育委員会教育長と校長が父親に事実誤認があったことを報告し謝罪した。

12 月 12 日、弔問した教頭・担任に対し、遺族から、事実誤認の経緯について精査し報告してほしいとの要望があった。本件中学校は、12 月 14 日以降、調査及び報告書の項目・内容について検討を開始し、平成 28 (2016) 年 1 月 4 日に学校改善プロジェクトチームを発足させ、報告書の検討を進めた。そして、1 月 23 日に調査報告 (第一次) を遺族に提示、2 月 29 日に最終の報告書 (以下「中学校報告書」という。) をまとめた。

(2) 調査検討委員会設置

府中町教育委員会は、2 月 9 日に教委訓令第 1 号「府中町学校運営等についての調査検討委員会設置要綱」 (以下「設置要綱」という。) を定め、「府中町学校運営等についての調査検討委員会」 (以下「調査検討委員会」という。) による調査・検証を進めることを決定した。

3 月 8 日には、府中町教育委員会が記者会見を行い、本事案が自死案件であること、また、事実誤認があったことを明らかにした。さらに 3 月 9 日には、府中町のホームページに教育長による「府中町立 [] 中学校男子生徒に係る事実誤認に基づく指導について」が掲載され、男子生徒が自ら命を絶ったこと、誤った記録に基づき専願での受験を認めな

い指導がなされていたことを明らかにした。

文部科学省「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間取りまとめ（以下「タスクフォース中間取りまとめ」という。）では、府中町教育委員会における要改善事項として、

- ① 学校と連携・協力・情報共有を緊密に行う体制の確立
- ② 学校に対する指導、助言、援助を徹底できる体制の確立

が示された。

府中町教育委員会は、設置要綱施行以降、調査検討委員会の委員の人選を進め、以下の5名に依頼を行った。

阿形 恒秀	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授
川崎 友嗣	関西大学社会学部 教授
古賀 一博	広島大学大学院教育学研究科 教授
中田 憲悟	はばたき法律事務所 所長 弁護士
村上 雅彦	広島ファミリールーム 所長 臨床心理士

そして、5名の承諾を受け、3月31日に第1回調査検討委員会が開催され、設置要綱第4条に基づき、互選により古賀一博が委員長に、阿形恒秀が副委員長に選出された。

（3）調査検討委員会の任務と権限

2月9日に施行された設置要綱では、第三者委員会の名称は「府中町学校運営等についての調査検討委員会」とされ、第2条に所掌事務として、以下の4点について調査・審議し答申することがあげられている。

- （1）学校運営上の重大な課題が発生した背景及び原因について
- （2）学校運営上の重大な課題に関し、解決のために講ずべき措置について
- （3）学校運営上の重大な課題に関する、学校及び教育委員会の対応について
- （4）その他教育委員会が必要と認めること

しかしながら、設置要綱が定められた段階では、本事案が自死であることや事実誤認があったことはまだ公表されていなかったため、「学校運営上の重大な課題」という抽象的な表現にとどめざるを得ない状況があった。

その後3月7日に、自死事案であること、事実誤認に基づく指導があったこと等が公になった。そして、3月31日に開催された第1回調査検討委員会で、設置要綱第2条の規定により、高杉教育長から以下の4点が諮問された。本調査検討委員会の具体的な任務・権限は、この4点に集約される。

1. 自死の背景及び原因について
 - ・ 事実誤認に基づく進路指導について
 - ・ 本件中学校の学校運営体制について
2. 府中町教育委員会及び本件中学校の対応について

3. 再発防止について
4. その他調査検討委員会が必要と認める事項について

なお、このような任務・権限に基づく本調査検討委員会の調査は、あくまでも関係者の任意の協力によるものであり、強制力の裏づけに基づく職権調査によるものではない。また、民事訴訟のような対立当事者構造の下での証拠に基づく事実認定をなすものでもない。したがって、調査検討委員会は、法的な責任原因（故意・過失の有無、安全配慮義務違反の有無）や、様々な原因事実と自死という結果との法的な因果関係の有無といった法的評価をすることはできないし、またそれを任務とするものでもない。調査検討委員会の重要な任務は、自死という重大な結果に関する背景・原因の分析に基づく再発防止策の提言であると考え、我々は調査検討に取り組んだ。

（４）調査検討委員会の活動

a) 会議

調査検討委員会は、3月31日（木）の第1回会議以降、以下の日程で会議を重ねた。

3月31日（木）	第1回委員会	教育長からの諮問、委員長・副委員長選出
4月14日（木）	第2回委員会	聴き取り調査①、協議
4月24日（日）	第3回委員会	聴き取り調査②、協議
5月2日（月）	第4回委員会	聴き取り調査③、協議
5月8日（日）	第5回委員会	聴き取り調査④、協議
5月20日（金）	第6回委員会	聴き取り調査⑤、協議
5月30日（月）	第7回委員会	聴き取り調査⑥、協議
6月5日（日）	第8回委員会	聴き取り調査⑦、協議
6月17日（金）	第9回委員会	聴き取り調査⑧、協議
6月24日（金）	第10回委員会	聴き取り調査⑨、協議
7月1日（金）	第11回委員会	聴き取り調査⑩、協議
7月8日（金）	第12回委員会	聴き取り調査⑪、協議
7月16日（土）	第13回委員会	聴き取り調査⑫、協議
7月18日（月）	第14回委員会	聴き取り調査⑬、協議
7月30日（土）		聴き取り調査⑭
8月4日（木）	第15回委員会	聴き取り調査⑮、協議
8月12日（金）	第16回委員会	聴き取り調査⑯、協議
8月28日（日）	第17回委員会	聴き取り調査⑰、協議
9月4日（日）	第18回委員会	協議
9月15日（木）	第19回委員会	協議
9月20日（火）	第20回委員会	協議
10月5日（水）	第21回委員会	聴き取り調査⑱、協議
10月10日（月）	第22回委員会	協議
10月17日（月）	第23回委員会	協議

10月30日(日)	第24回委員会	協議
11月3日(木)	第25回委員会	教育長へ答申

b) アンケート調査

アンケート調査は、記名回答式で郵送により実施した。本件中学校の関係生徒を対象として、アンケート用紙を5月9日に発送し、投函は5月31日までとした。回収は私書箱を設けて、調査検討委員会委員長が直接開封した。発送は239通で、返信総数は83通、うち無回答が22通、有回答が61通であった。質問項目は以下の3点とした。

- 1) 昨年12月に亡くなられた男子生徒さんについて、進路に関して、あるいはその他どんなことに関してでも結構ですので、男子生徒さんが悩んでおられたり、困っておられたりしたことをご存知でしたら、時期や内容についてできるだけ具体的に詳しくご記入ください。
 ≪直接、見たり聞いたりされたこと≫
 ≪友人などから聞かれたこと≫
- 2) ██████████ 中学校の進路指導に関して、あるいはその他の指導に関して、感じられたことやご意見がありましたら、ご記入ください。
- 3) 私たち第三者委員会の調査検討活動について、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

なお、アンケート調査の回答は「生徒さんご自身にご記入いただくか、生徒さんの話を聞いていただいて保護者の方でご記入くださいますようお願いいたします」と依頼した。したがって、回答は生徒自身が記入したものと保護者が記入したものが混在している。

c) 聴き取り調査

聴き取り調査は、当該生徒の両親及び代理人と3回、本件中学校の教職員（校長・教頭・関係教職員）のべ17名、府中町教育委員会事務局の本案担当者1名、広島県教育委員会事務局の本案担当者2名、当該生徒と関係の深かった生徒4名、学校から提供のあった情報やアンケート調査の内容から聴き取り調査が必要であると調査検討委員会として判断した保護者7名、塾の指導者1名を対象に以下の通り実施した。

4月14日(木)	聴き取り調査①	両親、代理人
4月24日(日)	聴き取り調査②	両親、代理人
5月2日(月)	聴き取り調査③	教職員5名
5月8日(日)	聴き取り調査④	教職員4名
5月20日(金)	聴き取り調査⑤	教職員1名
5月30日(月)	聴き取り調査⑥	教職員2名
6月5日(日)	聴き取り調査⑦	教職員1名、教育委員会関係者1名
6月17日(金)	聴き取り調査⑧	教職員3名
6月24日(金)	聴き取り調査⑨	教職員1名
7月1日(金)	聴き取り調査⑩	保護者2名
7月8日(金)	聴き取り調査⑪	保護者2名

7月16日(土)	聴き取り調査 ⑫	塾の指導者1名、生徒1名
7月18日(月)	聴き取り調査 ⑬	生徒1名
7月30日(土)	聴き取り調査 ⑭	生徒1名
8月4日(木)	聴き取り調査 ⑮	保護者2名
8月12日(金)	聴き取り調査 ⑯	教育委員会関係者2名
8月28日(日)	聴き取り調査 ⑰	生徒1名、保護者1名
10月5日(水)	聴き取り調査 ⑱	両親、代理人

2. 自死の背景

他の多くの事例でもそうであるが、一般的に自死の原因を特定することは極めて困難である。

本件は、翌年に入試を控えた12月初旬、高校進学に関する進路指導がなされている最中に発生した事案である。したがって、自死の要因の一つであり、きっかけとなったのは、推薦・専願基準の運用変更によって、当該生徒が志望する高校の専願受験が認められなかったことであると考えられる。このことは、3つの点で当該生徒に動揺を与えたと考えられる。第一に、唐突な進路指導の変更によって驚き・戸惑いを感じ、第二に、自分なりのプランが崩れることに衝撃を受け不安を抱き、第三に、期待してくれていると感じている親に対して、専願を受けられなくなったことをどのように伝えればよいのかという苦悩が生じたのではないと思われる。

これに加えて、当該生徒と教員との間に双方向の日常的な信頼関係が十分に構築されておらず、1年時の触法行為の確認の際に担任との間で適切なコミュニケーションが成立しなかった（当該生徒が否定・反論・相談できなかった）こと、さらには学校が共感的・支援的なサポートを行わなかったことも自死要因の一つであるというのが調査検討委員会の見解である。

また、当該生徒のパーソナリティの特性から、家族や親しい友人にも苦悩や自死を疑わせるような会話や発言は一切行っておらず、周囲は誰も気づくことがなく、自死を阻止する対応ができなかった。

以上のように、複数の要因を背景として、残念ながら自死に至ったと考えられる。

3. 学校の対応の問題点

(1) 基本的な問題点

本件中学校の学校運営に関しては、組織的な生徒指導・進路指導の欠如という点で大きな課題があり、それが「万引きの事実誤認」を生み出すことにもつながった。また、学年団の合意形成が十分ではなく、進路指導に関する教員の姿勢の不一致が、当該生徒に対する事実確認の曖昧さにも結びついた。

また、進路指導においては、「出口指導」「輪切り指導」に偏重する傾向が散見され、生徒一人一人に寄り添った進路指導が十分ではなく、生徒指導においても、「荒れ」の克服に囚われるあまり強権的・抑圧的な指導に陥り、生徒との信頼関係を丁寧に築いていく姿勢が不十分だった。

さらに、3年生の11月の段階で行われた高校受験に関する推薦・専願基準の運用変更は、「少年法の理念の無理解」、「不利益処分の遡及適用」、「基準の周知並びに基準の運用変更の周知欠如」、「他校生徒との不公平性」という諸点で問題があった。

(2) 学校運営に係る問題点

a) 組織経営に係る問題

組織経営に係る問題としては、以下の諸点がある。

- ア、学校経営における校長のリーダーシップが十分に発揮されず、学校全体としての組織的対応が的確に行われていなかったこと
- イ、進路指導主事の配置はあるものの、組織的な進路指導体制の構築とその運用がなされていなかったこと
- ウ、当該学年団の意思決定において、特定構成員の意見が過度に影響を及ぼし、構成員間での合意形成や同僚性・協働性が十分に確保できていなかったこと

b) 情報管理に係る問題

「タスクフォース中間取りまとめ」や「中学校報告書」にも記されているように、情報管理に係る問題としては、以下の諸点が指摘できる。

- ・万引きが行われた事実について、学校と保護者・生徒等との間で速やかな確認、事後指導が行われなかったこと
- ・生徒指導推進委員会の資料において万引きの記録を行う際、個人名が口頭のみで伝達され、名前が取り違えられて記録されたこと
- ・生徒指導推進委員会でミスが発覚し、訂正する機会があったにもかかわらず、必要な訂正が行われなかったこと
- ・生徒指導推進委員会や教員による進路指導に係る記録の作成、保存などが不適切であったこと
- ・管理職、生徒指導主事への報告・連絡・相談の体制がなかったこと
- ・問題行動の記録・整理及び生徒指導推進委員会資料の作成担当が決められていなかったこと
- ・会議記録がなかったこと

c) 進路指導に係る教育的姿勢の問題

中学校における進路指導は、高校受験に失敗し高校に進学できない「高校浪人」を出すわけにはいかないという責任感・重圧の中で進められるため、しばしば「出口指導」「輪切り指導」に陥る傾向がある。本事案の背景に、本来的な進路指導の意義を見失った「出口指導」「輪切り指導」があった。この行き過ぎた「出口指導」「輪切り指導」の結果、生徒の目的意識・適性・意欲・自負心などへの配慮を欠いた心の通わない進路指導に陥っていた。

d) 生徒指導に係る教育的姿勢の問題

本件中学校の生徒指導においては、平成 22 年に文部科学省が示した「生徒指導提要」が求める「児童生徒理解」「共感的理解」「愛と信頼に基づく教育的関係」が軽視されていた。当該生徒の学年は、1 年時に問題行動が多い学年であったため、学校は 2 年時から立て直しを図るが、その過程で、生徒の問題行動・触法行為への対応に囚われすぎ、生徒指導における児童生徒理解等の理念が軽視されるようになった。

さらに、生徒の問題行動に対する対応についても、生徒指導提要に記されている「児童生徒の人間性を信じること」「児童生徒及び保護者の理解を得ること」「児童生徒と家庭や学校との『絆』を強めること」が軽視されていた。そのような意味で、本件中学校における、問題生徒を帰宅させる指導や、推薦・専願に影響することをにわせて問題行動の抑制を図る指導は、本来の生徒指導の理念から逸脱するものである。

(3) 推薦・専願基準の機械的・形式的運用の問題点

本件中学校の進路指導の在り方を検証すると、推薦・専願基準を機械的・形式的に運用したという問題点が見出せる。進路査定会議にあたっては、検討のための資料として、学習成績に加えて 1 年時以降の問題行動・触法行為の有無のデータが提供されている。しかし、問題行動・触法行為があった生徒について、個々に総合的な検討がなされた形跡はなく、該当する生徒は自動的に全員、推薦・専願不可となっている。当該生徒に関しても、教員は誰もが学習状況も生活状況も問題がない生徒だと認識しているにもかかわらず（事実誤認の問題は別として）1 年時に万引きがあったから専願は認められないという決定を行っているわけで、これは基準の機械的・形式的な運用であり、生徒一人一人の状況を踏まえ総合的に判断するという教育的視点を欠いたものである。

(4) 推薦・専願基準の運用変更に係る問題点

a) 少年法の理念の無理解

刑法・少年法の理念を違法性と有責性という観点から考えると、14 歳未満の者は違法性が認められる行為があったとしても有責性はないという判断から、福祉的要請に基づく保護処分が妥当とされる。このような理念を踏まえるならば、社会で「違法性あり」とされたことは学校においても「違法性あり」ととらえるべきではあるが、同様に社会で「有責性なし」とみなされるものは学校においても「有責性なし」とみなすべきである。しかしながら、本件中学校は、推薦・専願基準の運用変更により、社会では「有責性なし」とさ

れる 14 歳未満の生徒を含む 1・2 年時の生徒の触法行為を理由に、機械的・形式的に推薦・専願を認めないという不利益処分を課した。この点は、少年法の理念の無理解であり、問題である。

b) 不利益処分の遡及適用

推薦・専願基準の運用変更に係る問題点の二つ目は、不利益処分の遡及適用を行ったという点である。本件中学校においては、当該生徒たちが 1 年生だった平成 25 年度は、推薦・専願の基準として「1・2 年時も含めて 3 年間触法行為がないこと」という要件は定められていなかった。したがって、当然のことながら、生徒・保護者、そして教員も、1 年時に触法行為を犯した場合は 2 年後の高校受験の際に推薦・専願が不可となる不利益処分を受けることは想定していなかった。しかし、本件中学校は平成 27 年度の 11 月に基準の運用を変更し、当該学年の 1 年時に遡って不利益処分を行った。これは、「不利益処分の遡及適用」行為であり、問題である。

c) 基準の周知並びに基準の運用変更の周知欠如

推薦・専願基準の運用変更は、最終的には 11 月 20 日（金）の校務運営会において校長が決裁したが、年度途中の、しかも生徒・保護者にとって重要な関心事である推薦・専願をする生徒を決定する進路査定会議（12 月 1 日～3 日）の間際という時期での方針変更は、極めて遅すぎる不適切な対応である。さらに、同日に行われた第 2 回進路説明会（3 年生生徒・保護者対象）においても、またこの日以降も、方針変更に係る説明は一切行われていない点も問題である。

d) 他校生徒との不公平性

1・2 年時の触法行為を機械的に推薦・専願不可の判断材料とするような指導は、同じ府中町内のもう 1 つの中学校を含めて、他校では行われていない。本件中学校に入学した平成 27 年度の 3 年生のみが、基準の運用変更によって進路の選択権を狭められたのである。この点において、本件中学校における推薦・専願基準の運用変更の判断は、他の中学校の進路指導との平等性・公平性を欠く不適切なものであり、問題である。

(5) 教育委員会等の指導・助言に係る問題

府中町教育委員会は、本件中学校における生徒指導・進路指導が適切に行われることに対して一定の責任がある。しかしながら、今回の事案に係る生徒指導・進路指導の態様（推薦・専願基準の運用状況や不適切な進路指導の実態等）に関しては、必ずしも的確な情報把握がなされておらず、結果として、本件中学校の生徒指導・進路指導に対して、同町教育委員会の指導・助言、援助が十分に行われていなかった。

また、県教育委員会においても、県内市町教育委員会の活動状況を適切に把握しておく責務がある。県教育委員会が、本件中学校を「生徒指導集中対策指定校」として指定し、生徒指導に関する教員加配等の支援策を従来から講じてきた点は評価できるものの、その反面、本件中学校における不適切な生徒指導・進路指導の実態及びそれに対する町教育委員会の指導・助言状況について十分な把握認識がなされておらず、的確な指導・助言、支援策が提供されていなかった。

4. 再発防止に向けての提言

(1) 学校について

(前提条件)

○生徒指導・進路指導の理念の再確認

(禁止・管理の指導ではなく、理解・支援の指導へ)

○教員の人権意識の涵養 (生徒の人権の理念の再確認)

a) 組織的な学校運営体制の確立とその点検評価

校長の的確なリーダーシップの下で組織的な学校運営体制を確立し、校長以下全教職員が常にそのことを自覚し、その点検評価を行うこと。

b) 適切な学年経営の確立

学年団構成員全員の納得性と協力性の確保に留意しつつ、構成員のシナジー（協働作用）効果が見られるような学年経営を行うこと。

c) 適正な情報管理の徹底

校内の各種会議や生徒指導、進路指導上の重要な記録は、速やかに作成・保管するとともに、管理職及び担当主事等による記録の正誤等の確認が徹底できる体制を構築すること。

d) 推薦・専願基準とその運用プロセスの見直し

推薦・専願基準を見直し、その文言を明確化や適正化するとともに、同基準について生徒・保護者が十分に理解できる説明を行い、基準運用のルールを明確に定め、全教職員でそれを共有化すること。

e) 進路指導や生徒指導等に関する保護者・生徒との情報共有化の改善

推薦・専願基準等を含む進路指導や生徒指導上の重要な情報を保護者・生徒と適切に共有化するための基本的な方針を確立し、生徒指導・進路指導を改善すること。

f) 生徒指導の前提となる教員と生徒との信頼関係の確立

「生徒指導においては児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右する」という視点に立ち、「愛と信頼に基づく教育的関係」を点検確認して、必要な改善を行うこと。

g) 教育相談体制の充実

すべての教員が共感的姿勢で生徒・保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築すること。また、担任や顧問等に相談しづらい場合の窓口として、教育相談体制を充実させること。

h) キャリア教育の視点に立った進路指導

「出口指導」「輪切り指導」に陥ることなく、進路を「育てる」視点から、発達支援としてのキャリア教育の視点に立った進路指導を実現すること。

(2) 教育委員会について

a) 学校との情報共有化の促進及び学校への積極的な指導・助言体制の確立

町教育委員会は、校長や教職員と緊密に連携を図りながら、各学校の実態等について学校と恒常的に関係情報を共有し、必要に応じて速やかな指導・助言、援助を行うことができる体制を構築すること。特に、域内の学校間において著しく均衡を欠く状況が生じないよう、公教育の公平性の観点から留意すること。

b) 緊急な改善措置のための体制づくり

町教育委員会は、本件中学校において迅速な取り組みが進められるよう教育委員会内に必要な支援体制を整備するとともに、学校に対して即効性ある指導・助言、援助を徹底すること。

c) 教員のメンタルヘルスケアの充実

町教育委員会は、校長が教員の心身の健康状態をきめ細かく見極め適切な助言や援助を行っているかを把握し、必要な指導・助言、援助を行うこと。また、教員が相談できる既存の窓口が実際に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて相談窓口やサポート体制の制度改善を図ること。

d) 県教育委員会の指導・助言と支援体制の構築

県教育委員会は、県内全ての市町教育委員会と緊密に連携を図りながら、関係情報の共有化に努め、必要に応じて速やかな指導・助言、援助を行うことができる支援体制を構築すること。また、県内全域において著しく均衡を欠く状況が生じないよう適切な指導・助言、援助に努めること。

(3) 入試（専願）制度について

私立高校は専願の出願資格及び選抜方法を募集要項において明示するとともに、広島県の所轄部局においてもその点について検討し必要な指導助言を行うこと。また、教育委員会、私立学校所轄部局、国公私立の高校、中学校の関係者等による連絡協議を通して、本制度の改善に取り組むこと。

府中町第三者調査報告書の指摘事項と文部科学省通知の対比表

府中町第三者調査委員会報告書 (H28. 11. 3)	文部科学省通知 (H28. 7. 29)
<p>【自死の背景】 当該生徒と教員との間に双方向の日常的な信頼関係が十分に構築されておらず、1年時の触法行為の確認の際に担任との間で適切なコミュニケーションが成立しなかった（当該生徒が否定・反論・相談できなかった）こと、さらには学校が共感的・支援的なサポートを行わなかったことも自死要因の一つである。</p>	<p>【2. 進路指導の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視し、生徒が自ら選択した進路を堂々と進んでいけるように、生徒の将来における自己実現を応援する姿勢をもって指導に当たることが重要であること。</u> ○ <u>教員は、生徒一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える日常生活に関する不安や悩み等を積極的に受け止めるよう努めること。</u> ○ <u>進路指導を効果的に進めるためには、保護者の理解と協力が不可欠であるため、教員及び保護者間の相談並びに教員、生徒及び保護者の三者による相談が円滑に行われるよう、家庭との連携を密にしながらい進路指導を進めること。</u>
<p>【学校の組織経営に係る問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校経営における校長のリーダーシップが十分に発揮されず、学校全体としての組織的対応が的確に行われていなかった。 ○ 進路指導主事の配置はあるものの、組織的な進路指導体制の構築とその運用がなされていなかった。 ○ 当該学年団の意思決定において、特定構成員の意見が過度に影響を及ぼし、構成員間での合意形成や同僚性・協働性が十分に確保できていなかった。 	<p>【1. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理】</p> <p>(1) <u>生徒指導・進路指導に当たっては、校長をはじめとした管理職、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者（生徒指導主事、進路指導主事等）及び教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応をとること。</u></p> <p>【2. 進路指導の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要であり、このため、各学校が進路指導の目標を持ち、その実現を目指して教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要であること。</u> ○ <u>進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任をはじめ、教員が相互に緊密な連携を図り、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要があること。また、必要に応じて、生徒指導主事との連携も図ること。</u>

【情報管理】

- 万引きの報告を口頭での報告のみで行ったこと
- 誤記入した資料の元データ事態の未修正
- （氏名を誤記入した生徒指導推進委員会の資料について）たとえ会議での議論のための資料であったとしても、生徒理解や懲戒等に係る守秘性の高い事項が記載されているのであるから、正確な記録が求められて当然であり、かつ、十分な点検・確認・修正がなされるべきであった。

【進路指導に係る教育的姿勢の問題】

- 行き過ぎた「出口指導」「輪切り指導」の結果、生徒の目的意識・適性・意欲・自負心などへの配慮を欠いた心の通わない進路指導に陥っていた。
※「輪切り指導」成績で生徒を輪切りして合格可能な高校に割り振っていく指導。
- （アンケート調査において「何か問題がある度に進路が影響するよう言われた」「推薦や専願をたてにとられ『そんなことでは専願をやらない』等とおどされているような中で過ごしてきたように思う」等と回答があったことを踏まえると）本件中学校において、推薦・専願の可否を生徒管理の手段に用いるという陥穽にはまった側面があった。

【生徒指導に係る教育的姿勢の問題】

- 「児童生徒理解」「共感的理解」「愛と信頼に基づく教育的関係」が軽視されていた。
- アンケート調査において、態度の悪い生徒が登校した場合、帰宅させる指導を行っていたことが分かった。
- 本件中学校における、問題生徒を帰宅させる指導や、推薦・専願に影響することをにおわせて問題行動の抑制を図る指導は、本来の生徒指導の理念から逸脱するものであると指摘せざるを得ない。

【1. 学校の組織的な生徒指導・進路指導体制と情報管理】

- (2) 生徒指導・進路指導に当たっては、情報の管理を徹底し、校内の各種会議や生徒指導・進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、速やかに作成、保管するほか、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認を徹底すること。

【2. 進路指導の在り方】

- 進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視し、生徒が自ら選択した進路を堂々と進んでいけるように、生徒の将来における自己実現を応援する姿勢をもって指導に当たることが重要であること。
- 教員は、生徒一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える日常生活に関する不安や悩み等を積極的に受け止めるよう努めること。

【4. 生徒指導の在り方】

- 生徒指導に当たっては、学校生活上の態度等を進学先又は就職先へ情報提供する旨を威圧的に示し、生徒を萎縮させるような指導ではなく、生徒との信頼関係を築きながら、生徒に自らの行動について反省を促し、生徒が将来において希望や目標を持てるような指導を行うことが重要であること。

<p>【進路相談の場所】</p> <p>○「廊下での面談」については、総合的な学習の時間等を活用した進路に係る取組を教室内で行わせている授業時間中に、担任が生徒を一人ずつ廊下と呼んで面談を行ったということ、休み時間や放課後ではないので、他の生徒が行き来する状況ではなかったということであった。</p> <p>○しかしながら、アンケート調査には、「廊下での立ち話が教室内に聞こえていて、クラスの子から「お前バカなんだなあ」と言われ、本人がショックを受けていた。」との回答があった。過去の万引きの有無の確認といった非常にデリケートな事項について会話する「配慮を要する場」としては、決して最適な場所ではなかった。廊下での面談中は教室内の生徒の取り組みに教員が関与していないという点も含めて改善を検討すべきであると考えます。</p>	<p>【2. 進路指導の在り方】</p> <p>(3) 進路相談を行う場所</p> <p>進路相談を行う場所については、<u>生徒が落ちついて自ら進んで話せるような環境をつくる</u>ことが必要であること。その際、<u>相談室以外の場所を利用する場合は、個別相談の内容を他人に聞かれることのないような場所で行う</u>ことに、特に留意すること。</p>
<p>【推薦・専願基準の機械的・形式的運用の問題点】</p> <p>○当該生徒に関して、教員は誰もが学習状況も生活状況も問題がない生徒だと認識しているにもかかわらず、1年時に万引きがあったから専願は認められないという決定を行っている。これは基準の機械的・形式的な運用であり、生徒一人一人の状況を踏まえ総合的に判断するという教育的視点を欠いたものである。</p> <p>【推薦・専願基準の運用変更に係る問題点】</p> <p>○刑法・少年法の観点からは、14歳未満の者は違法性が認められる行為があったとしても有責性はないという判断から、福祉的要請に基づく保護処分が妥当とされる。社会では「有責性なし」とされた行為については学校においても「有責性なし」とすべきところ、学校の対応は少年法の理念の無理解であり、問題である。</p>	<p>【3. 推薦基準の在り方】</p> <p>(1) 生徒の推薦に当たっては、中学校においては、日ごろから生徒の優れた点や長所に関する把握に努めること。</p> <p>(2) <u>生徒の将来に重要な影響を与える進路決定を行う際に、非行（触法行為）等の問題行動に係る事実のみをもって機械的に判断せず、その後の改善状況など3年間の学業や生活態度等を考慮して、総合的に判断することができるよう留意すること。</u></p>
<p>【推薦・専願基準の運用変更に係る問題点】</p> <p>○本件中学校は、(当該生徒らが中学3年生の)平成27年度の11月に基準の運用を変更し、当該学年の1年時に遡って不利益処分を行ったのであり、これは、憲法39条に規定されている「遡及処罰の禁止」「事後法の禁止」の考え方に反する指導である。</p>	<p>【2. 進路指導の在り方】</p> <p>○ <u>進路指導に関する学校の方針(方針の決定・変更方法、推薦の可否等の生徒本人に関する進路指導上の重要情報の決定・伝達の時期・方法等を含む。)について、校長のリーダーシップの下、組織的に決定すること。</u>また、<u>決定した方針については、各学校の全教職員間で共有しておくこと。</u></p>

<p>○生徒の進学に関わって大きな不利益を与えることになる推薦・専願基準の運用変更について、適切な周知を図らなかったことは重大な問題であり、「学校の非常識」であると指摘せざるを得ない。</p> <p>○1・2年時の触法行為を機械的に推薦・専願不可の判断材料とするような指導は、他校では行われていない。本件中学校における推薦・専願基準の運用変更の判断は、他の中学校の進路指導との平等性・公平性を著しく欠く不適切なものである。</p>	<p>○ <u>推薦基準などの進路指導上の方針の重要事項については、入学時から、学年集会や保護者説明会等を通じて、生徒及び保護者に対して説明を行うこと。また、これらの方針を変更する場合には、事前に変更点とその考え方を生徒及び保護者に対して説明すること。</u></p> <p>【3. 推薦基準の在り方】</p> <p>(3) <u>設置者である教育委員会は、所管の中学校における推薦基準について内容を把握し、域内の学校間において著しく均衡を欠いている場合など、必要に応じて指導及び助言を行うこと。</u></p>
<p>【教育委員会等の指導・助言に係る問題】</p> <p>○府中町教育委員会は、本件中学校における生徒指導・進路指導が適切に行われることに対して一定の法的責任がある。しかしながら、今回の事案に係る生徒指導・進路指導の態様（推薦・専願基準の運用状況や不適切な進路指導の実態等）に関しては、必ずしも的確な情報把握がなされておらず、結果として、本件中学校の生徒指導・進路指導に対して、同町教育委員会の指導・助言、援助が十分に行われていなかった。</p> <p>○県教育委員会においても、県内市町教育委員会の活動状況を適切に把握しておく責務がある。本件中学校における不適切な生徒指導・進路指導の実態及びそれに対する町教育委員会の指導・助言状況について十分な把握認識がなされておらず、的確な指導・助言、支援策が提供されていなかった。</p>	<p>【5. 都道府県・市区町村教育委員会等の対応】</p> <p>(1) <u>設置者である教育委員会は、所管の中学校における生徒指導・進路指導が適正に行われているかどうかについて、平素から校長及び教職員と連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、助言又は援助を行うこと。その際、上記3. (3) の対応を適切に行うことに特に留意すること。</u></p>
<p>【入試（専願）制度について】</p> <p>○広島県における私立高校の生徒募集要項においては、「専願」の判定基準が明確に示されていない。専願についても中学校長の推薦が必要なのであれば、募集要項に明示されるべきであろう。</p> <p>○その上で中学校において定められる推薦・専願基準の内容の明確さ、適切さが問題とされるべきであり、さらに生徒・保護者に基準を示す時期にも配慮すべきである。</p>	<p>【2. 進路指導の在り方】</p> <p>○ <u>高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校等の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒及び保護者に積極的に提供すること。</u></p>

○専願制度がこのような透明性を欠く手順で運営され、その結果、各中学校の不明確な内容の専願基準が導かれたことが本事案発生の要因の一つであるとも言えるのではないだろうか。(生徒を)募集する側の私立高校は専願の出願資格及び選抜方法を募集要項において明示すべきであり、広島県の所轄部局においてもその点について検討し必要な指導・助言を行っていただきたい。

○今回の事案において、広島県内の私立高校における専願入試制度が内包している負の部分も明らかとなった。(教員に対する聞き取り調査でも、専願について「広島県の特殊な制度」「いびつな制度」という意見が聞かれた。)

【5. 都道府県・市区町村教育委員会等の対応】

(2) 教育委員会、私立学校所轄部局、国公立の高等学校、中学校の関係者等による連絡協議の場を活用し、入学者選抜の在り方に関する相互理解と恒常的な情報の収集・交換等に努めること。また、各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容については、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するよう留意すること。なお、これらの取組を進めるに当たっては、平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について(文部事務次官通知)」及び平成9年11月28日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜の改善について(初等中等教育局長通知)」も参考にすること。